



平成 28 年 12 月 22 日

各 位

上場会社名 株式会社ミロク  
代表者名 代表取締役社長 弥勒 美彦  
(コード番号 7983)  
問合せ先責任者 常務取締役 中澤 紀明  
(TEL 088-863-3310)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 1 月 27 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 現経営陣の体制を鑑み、現行定款第 21 条第 2 項の一部を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第 27 条及び第 36 条の一部を変更するものです。

なお、現行定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 20 条(条文省略)	第 1 条～第 20 条(現行どおり)
第 21 条(代表取締役および役付取締役) (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって <u>取締役会 長、取締役社長各 1 名、専務取締役若干 名を選定することができる</u>	第 21 条(代表取締役および役付取締役) (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって <u>役付取締 役若干名を選定することができる</u>
第 22 条～第 26 条(条文省略)	第 22 条～第 26 条(現行どおり)
第 27 条(社外取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定 により、 <u>社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締 結することができる</u> ただし、当該契約に 基づく責任の限度額は、法令が定める最 低責任限度額とする	第 27 条(取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定 により、 <u>取締役(業務執行取締役等である 者を除く)との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結すること ができる</u> ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令が定める最低責任限度 額とする

現行定款	変更案
<p>第 28 条～第 35 条(条文省略)</p> <p>第 36 条(社外監査役の責任免除)            当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする</p> <p>第 37 条～第 40 条(条文省略)</p>	<p>第 28 条～第 35 条(現行どおり)</p> <p>第 36 条(監査役の責任免除)            当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする</p> <p>第 37 条～第 40 条(現行どおり)</p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 29 年 1 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 29 年 1 月 27 日 (予定)

以 上